

# 立教学院史資料センター規程

(5) 学院内における立教史の教育に関する業務  
(6) その他第2条の目的達成に必要な事項

## (センター長およびその職務)

制定	一〇〇〇年一〇月一八日
施行	一〇〇〇年一〇月一八日
改正	一〇〇二年二月二七日

改正 一〇〇二年二月四日

## (設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター（以下「センター」という）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、立教学院の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

## (事業)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 資料の収集、整理および保存
  - (2) 調査・研究およびその成果の発表
  - (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
  - (4) 資料の公開およびレンタルサービス

## (運営委員およびその職務)

- 第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。
- (1) 大学 5名
  - (2) 池袋中学校・高等学校 1名
  - (3) 新座中学校・高等学校 1名

（4） 小学校 1名

（5） 学院本部 1名

（6） その他センター長が特に指名する者

校友を含む若干名

2. 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

（運営委員会）

第8条 センターに運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3. 運営委員会は、次の事項を審議する。

- （1） センターの管理運営に関する事項  
（2） センターの研究・事業内容に関する事項  
（3） その他必要と認める事項

（研究員）

第9条 センターには、その事業に従事する研究員若干名を置く。

2. 研究員は次の区分により総長が任命する。

- （1） 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者  
（2） 本学院の教職員以外のうちから、運営委員

会の議を経てセンター長が推薦する者

3. 研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（学術調査員）

- 第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。（事務局）

第10条 センターに事務局を置く。（改正）

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長がこれを行ふ。

附則 この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇一年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇一年一二月四日から施行する。